

# 中国の環境保護法改正

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

## 【目次】

はじめに

### I 中国の環境保護関係法規

- 1 憲法の規定
- 2 主な現行法規
- 3 民事責任と刑事責任

### II 環境保護法改正の経緯と改正法の要点

- 1 法改正の経緯
- 2 改正法の構成
- 3 改正法の要点

おわりに

翻訳：中華人民共和国環境保護法

## はじめに

2014年4月24日、中国において環境保護に関する基本法と位置付けられている環境保護法が、制定から25年を経て初めて大きく改正された。改正法<sup>(1)</sup>は、2015年1月1日から施行される。

中国の環境保護政策は、1970年代以降、徐々に進展してきた。1973年8月に開催された第1回全国環境保護会議では、環境保護政策の基本方針となる「環境の保護及び改善に関する若干

の規定（試行草案）」が採択され、環境汚染対策をはじめ環境保護関連の施策が強化されるようになった<sup>(2)</sup>。その後、中国政府は1983年に環境保護を明確に「基本国策」と定め、1996年には「持続可能な発展」を基本原則とする環境政策の方針を決定した<sup>(3)</sup>。1980年代以降は、法整備も本格化してきた。環境保護法は、1979年に試行法<sup>(4)</sup>として制定され、1989年に現行法<sup>(5)</sup>が制定されている。

一方、1970年代末に始まった改革開放政策の下で著しい経済成長を達成した中国は、環境汚染や自然破壊など深刻な環境問題にも直面している。中国政府はこれまでも様々な環境保護対策を実施し、一定の成果は上がってきている。しかし、急激な経済成長に伴って環境負荷が増大し、抜本的な解決は難しい状況にある。そのような中で、政府が近年特に重視しているのが、環境保護に関する法体系の整備とそれに基づく法的規制の強化である。環境保護法の改正はその中心となる重要課題であり、社会的関心も極めて高く、長期間にわたり大きな論議となった。

本稿では、中国の環境保護に関する法整備状況と環境保護法改正の要点を略述し、あわせて、改正された環境保護法の全文を訳出する<sup>(6)</sup>。

(1) 「中华人民共和国环境保护法」(2014年4月24日公布) 国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201404/20140400395811.shtml>〉以下、インターネット情報は2014年10月29日現在である。

(2) 翟亚柳「中国环境保护事业的初创—兼述第一次全国环境保护会议及其历史贡献」中共中央文献研究室〈[http://www.wxyjs.org.cn/dsgsjy\\_575/201211/t20121119\\_137390.htm](http://www.wxyjs.org.cn/dsgsjy_575/201211/t20121119_137390.htm)〉

(3) 李楠「环境—生态保护：我们做了什么」刘鉴强主编『中国环境发展报告 2014』社会科学文献出版社，2014，p.11.

(4) 「中华人民共和国环境保护法（试行）」国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/197909/19790900267446.shtml>〉なお、中国では、当初、法令の名称に「試行」と付される場合があるが、立法手続や効力の面で通常の法令と異なるところはない。

(5) 「中华人民共和国环境保护法」(1989年12月26日公布) 国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/198912/19891200267646.shtml>〉

(6) 中国の環境保護法制の概要については、北川秀樹「第1章 環境に関する法・政策の沿革と現行法」『中国の環境問題と法・政策—東アジアの持続可能な発展に向けて—』法律文化社，2008，pp.3-25；同「第12章 中国環境

## I 中国の環境保護関係法規

### 1 憲法の規定

中国の憲法には環境保護に関する規定がある。1978年の憲法改正において、「国は、環境及び自然資源を保護し、汚染その他の公害を防止する。」(1978年憲法第11条第3項)と定められたのがその最初である。この規定は、1982年の憲法改正において、「国は、生活環境及び生態環境を保護し、及び改善し、汚染その他の公害を防止する。」(1982年憲法第26条第1項)、「国は、植樹・造林を実施し、及び奨励し、森林・樹木を保護する。」(同第2項)と規定内容が拡充された。1982年憲法には、環境保護関係規定として、「国は、自然資源の合理的利用を保障し、貴重な動物及び植物を保護する。いかなる組織又は個人も、いかなる手段によっても、自然資源を不法に占有し、又は破壊することを禁止する。」(1982年憲法第9条第2項)という規定も新たに加わっている。

### 2 主な現行法規

中国の環境保護関係の主要法規は、次頁の表1のとおりである。法整備は、憲法に環境保護に関する規定が設けられたのを契機として、1980年代から進められてきた。近年は、市場経済化の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、制定時期の古い法規の改正を順次行い、規制の強化や法執行の実効性の向上を図っている。

## 3 民事責任と刑事責任

民法通則(1986年4月12日公布、1987年1月1日施行)には、環境に係る不法行為の民事責任に関する単独の規定がある<sup>(7)</sup>。不法行為責任について定めた権利侵害責任法(2009年12月26日公布、2010年7月1日施行)にも、環境汚染責任に関して独立した1章が設けられている<sup>(8)</sup>。

刑事責任については、1997年の刑法改正において、「社会管理秩序妨害罪」の一種として「環境資源保護破壊罪」が規定された<sup>(9)</sup>。重大な環境汚染事故に係る刑事責任として、刑法には、関係行政機関の監督責任者の職務怠慢罪も規定されている<sup>(10)</sup>。

---

保護法 30 年の成果と課題—環境保護法改正と紛争解決制度を中心に—『現代中国法の発展と変容—西村幸次郎先生古稀記念論文集—』成文堂, 2013, pp.319-347 参照。環境保護法改正については、岡村志嘉子「【中国】環境保護法の改正」『外国の立法』260-1 号, 2014.7, pp.18-19. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8702076\\_po\\_02600109.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8702076_po_02600109.pdf?contentNo=1)>; 同「環境保護法の改正と環境対策の強化」『論究ジュリスト』10 号, 2014 夏, pp.176-177; 若江悠・劉氷「中国環境保護法の大改正」『NBL』1029 号, 2014.7.15, pp.64-69 参照。

(7) 民法通則第 124 条「国の環境保護及び汚染防止規定に違反して、環境を汚染し、他人に損害を与えた者は、法に従い民事責任を負わなければならない。」

(8) 権利侵害責任法第 8 章「環境汚染責任」(第 65 条～第 68 条)。

(9) 刑法第 338 条～第 346 条。

(10) 刑法第 408 条。

表 1 中国の主な環境保護関係法規

| 種別   | 題名                         | 題名の中国語表記               | 公布 / 改正期日                                      | 施行期日                                         | 備考 |
|------|----------------------------|------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------|----|
| 憲法   | 憲法                         | 憲法                     | 1978.3.5(78年憲法) / 1982.12.4(82年憲法)             | 1978.3.5(78年憲法) / 1982.12.4(82年憲法)           |    |
| 法律   | 森林法(試行)                    | 森林法(試行)                | 1979.2.23                                      | 1979.2.23                                    |    |
|      | 環境保護法(試行)                  | 環境保护法(試行)              | 1979.9.13                                      | 1979.9.13                                    |    |
|      | 海洋環境保護法                    | 海洋环境保护法                | 1982.8.23 / 1999.12.25                         | 1983.3.1 / 2000.4.1                          |    |
|      | 水汚染防止法                     | 水污染防治法                 | 1984.5.11 / 1996.5.15 / 2008.2.28              | 1984.11.1 / 1996.5.15 / 2008.6.1             |    |
|      | 森林法                        | 森林法                    | 1984.9.20 / 1998.4.29 / 2009.8.27              | 1985.1.1 / 1998.7.1 / 2009.8.27              |    |
|      | 草原法                        | 草原法                    | 1985.6.18 / 2002.12.28 / 2009.8.27 / 2013.6.29 | 1985.10.1 / 2003.3.1 / 2009.8.27 / 2013.6.29 |    |
|      | 大気汚染防止法                    | 大气污染防治法                | 1987.9.5 / 1995.8.29 / 2000.4.29               | 1988.6.1 / 1995.8.29 / 2000.9.1              |    |
|      | 水法                         | 水法                     | 1988.1.21 / 2002.8.29                          | 1988.7.1 / 2002.10.1                         |    |
|      | 野生動物保護法                    | 野生动物保护法                | 1988.11.8 / 2004.8.28                          | 1989.3.1 / 2004.8.28                         |    |
|      | 環境保護法                      | 环境保护法                  | 1989.12.26 / 2014.4.24                         | 1989.12.26 / 2015.1.1                        |    |
|      | 水土保持法                      | 水土保持法                  | 1991.6.29 / 2010.12.15                         | 1991.6.29 / 2011.3.1                         |    |
|      | 固体廃棄物環境汚染防止法               | 固体废物污染环境防治法            | 1995.10.30 / 2004.12.29 / 2013.6.29            | 1996.4.1 / 2005.4.1 / 2013.6.29              |    |
|      | 環境騒音汚染防止法                  | 环境噪声污染防治法              | 1996.10.29                                     | 1997.3.1                                     |    |
|      | 省エネルギー法                    | 节约能源法                  | 1997.11.1 / 2007.10.28                         | 1998.1.1 / 2008.4.1                          |    |
|      | 砂漠化防止法                     | 防沙治沙法                  | 2001.8.31                                      | 2002.1.1                                     |    |
|      | クリーン生産促進法                  | 清洁生产促进法                | 2002.6.29 / 2012.2.29                          | 2003.1.1 / 2012.7.1                          |    |
|      | 環境影響評価法                    | 环境影响评价法                | 2002.10.28                                     | 2003.9.1                                     |    |
|      | 放射性汚染防止法                   | 放射性污染防治法               | 2003.6.28                                      | 2003.10.1                                    |    |
|      | 再生可能エネルギー法                 | 可再生能源法                 | 2005.2.28 / 2009.12.26                         | 2006.1.1 / 2010.4.1                          |    |
|      | 循環経済促進法                    | 循环经济促进法                | 2008.8.29                                      | 2009.1.1                                     |    |
| 行政法規 | 水土保持工作条例                   | 水土保持工作条例               | 1982.6.30                                      | 1982.6.30                                    | 失効 |
|      | 船舶海域汚染防止管理条例               | 防止船舶污染海域管理条例           | 1983.12.29                                     | 1983.12.29                                   | 失効 |
|      | 海洋石油探査開発環境保護管理条例           | 海洋石油勘探开发环境保护管理条例       | 1983.12.29                                     | 1983.12.29                                   |    |
|      | 廃棄物海洋投棄管理条例                | 海洋倾废管理条例               | 1985.3.6                                       | 1985.4.1                                     |    |
|      | 風景名勝区管理暫定条例                | 风景名胜区管理暂行条例            | 1985.6.7                                       | 1985.6.7                                     | 失効 |
|      | 省エネルギー管理暫定条例               | 节约能源管理暂行条例             | 1986.1.12                                      | 1986.4.1                                     | 失効 |
|      | 化学危険物品安全管理条例               | 化学危险物品安全管理条例           | 1987.2.17                                      | 1987.2.17                                    | 失効 |
|      | 野生薬材資源保護管理条例               | 野生药材资源保护管理条例           | 1987.10.30                                     | 1987.12.1                                    |    |
|      | 森林防火条例                     | 森林防火条例                 | 1988.1.16 / 2008.12.1                          | 1988.3.15 / 2009.1.1                         |    |
|      | 船舶環境汚染防止管理条例               | 防止拆船污染环境管理条例           | 1988.5.18                                      | 1988.6.1                                     |    |
|      | 環境騒音汚染防止条例                 | 环境噪声污染防治条例             | 1989.9.26                                      | 1989.12.1                                    | 失効 |
|      | 陸源汚染物質海洋環境汚染損害防止管理条例       | 防治陆源污染物污染损害海洋环境管理条例    | 1990.6.22                                      | 1990.8.1                                     |    |
|      | 海岸工事建設プロジェクト海洋環境汚染損害防止管理条例 | 防治海岸工程建设项目污染损害海洋环境管理条例 | 1990.6.25 / 2007.9.25                          | 1990.8.1 / 2008.1.1                          |    |
|      | 都市緑化条例                     | 城市绿化条例                 | 1992.6.22                                      | 1992.8.1                                     |    |
|      | 水土保持法实施条例                  | 水土保持法实施条例              | 1993.8.1                                       | 1993.8.1                                     |    |
|      | 原子力発電所原子力事故緊急対応管理条例        | 核电厂核事故应急管理条例           | 1993.8.4                                       | 1993.8.4                                     |    |
|      | 草原防火条例                     | 草原防火条例                 | 1993.10.5 / 2008.11.29                         | 1993.10.5 / 2009.1.1                         |    |
|      | 自然保護区条例                    | 自然保护区条例                | 1994.10.9                                      | 1994.12.1                                    |    |
|      | 淮河流域水質汚染防止暫定条例             | 淮河流域水污染防治暂行条例          | 1995.8.8                                       | 1995.8.8                                     |    |
|      | 化学物質監視管理条例                 | 监控化学品管理条例              | 1995.12.27                                     | 1995.12.27                                   |    |
|      | 野生植物保護条例                   | 野生植物保护条例               | 1996.9.30                                      | 1997.1.1                                     |    |
|      | 建設プロジェクト環境保護管理条例           | 建设项目环境保护管理条例           | 1998.11.29                                     | 1998.11.29                                   |    |
|      | 危険化学物質安全管理条例               | 危险化学品安全管理条例            | 2002.1.26 / 2011.3.2                           | 2002.3.15 / 2011.12.1                        |    |
|      | 退耕還林(※耕地を森林に戻すこと)条例        | 退耕还林条例                 | 2002.12.14                                     | 2003.1.20                                    |    |
|      | 汚染物質排出費徴収使用管理条例            | 排污费征收使用管理条例            | 2003.1.2                                       | 2003.7.1                                     |    |
|      | 毒性化学物質管理条例                 | 易制毒化学品管理条例             | 2005.8.26                                      | 2005.11.1                                    |    |
|      | 絶滅危惧野生動植物輸出入管理条例           | 濒危野生动植物进出口管理条例         | 2006.4.29                                      | 2006.9.1                                     |    |
|      | 海洋工事建設プロジェクト海洋環境汚染損害防止管理条例 | 防治海洋工程建设项目污染损害海洋环境管理条例 | 2006.9.19                                      | 2006.11.1                                    |    |
|      | 風景名勝区条例                    | 风景名胜区条例                | 2006.9.19                                      | 2006.12.1                                    |    |
|      | 環境影響評価計画条例                 | 规划环境影响评价条例             | 2009.8.17                                      | 2009.10.1                                    |    |
|      | 船舶海洋環境汚染防止管理条例             | 防治船舶污染海洋环境管理条例         | 2009.9.9                                       | 2010.3.1                                     |    |
|      | 放射性物質運輸安全管理条例              | 放射性物品运输安全管理条例          | 2009.9.14                                      | 2010.1.1                                     |    |
|      | オゾン層破壊物質管理条例               | 消耗臭氧层物质管理条例            | 2010.4.8                                       | 2010.6.1                                     |    |
|      | 放射性廃棄物安全管理条例               | 放射性废物安全管理条例            | 2011.12.20                                     | 2012.3.1                                     |    |
|      | 都市排水汚水処理条例                 | 城镇排水与污水处理条例            | 2013.10.2                                      | 2014.1.1                                     |    |
|      | 家畜家禽規模飼育汚染防止条例             | 畜禽规模养殖污染防治条例           | 2013.11.11                                     | 2014.1.1                                     |    |

(出典) 筆者作成。中国法データベース「北大法意」(<http://www.lawyee.net/index.asp>)における主題別分類「環境保護基本法規」を参考に、法律と行政法規を制定順に排列した。法律は全国人民代表大会及び同常務委員会により制定されるもの、行政法規は國務院（中央政府）が憲法及び法律に基づいて制定するものである。法改正があったものについては、公布・施行期日欄の「/」以下にその期日を記した。題名冒頭の「中華人民共和国」は省略し、試行法は項目を別にした。備考欄の「失効」は、上位法の制定等によるものである。

## Ⅱ 環境保護法改正の経緯と改正法の要点

### 1 法改正の経緯

1979年9月13日、環境保護法の試行法が1978年憲法の規定に基づいて制定され、その後10年を経て、1989年12月26日、現行の環境保護法が制定された。現行法は、生活環境と生態環境の保護・改善、汚染その他の公害の防止、人体の健康の保障、社会主義現代化建設の発展の促進を制定目的とし（第1条）、環境保護と経済・社会の発展との調和を基本原則として掲げている（第4条）。

制定から20年以上経過した現行法に対しては、近年、様々な不備や欠陥が指摘されてきた。その1つが規制や罰則の不十分さである。特に、過料が少額であるため、企業等にとっては環境汚染対策よりも過料を支払う方が低コストとなり、違法状態の是正が進まない。環境保護関係の法整備が進む中で、それらの法律の規定やそれに基づく制度と環境保護法の規定との間に齟齬も生じている。一方、環境に対する国民の意識が高まり、住民参加や国民の知る権利の拡大も重要な検討課題となった。さらに、「生態文明建設」<sup>(11)</sup>という政策目標を法律の規定に十分

反映させることも必要となっている。2011年、環境保護法の改正は正式に全国人民代表大会（以下、「全人代」という。）の立法計画に入った。

2012年8月、環境保護法改正案は第11期全人代常務委員会第28回会議に提出され、審議が開始された。審議はその後、2013年6月の第12期全人代常務委員会第3回会議、同年10月の同第5回会議、2014年4月の同第8回会議に引き継がれ、2012年8月と2013年6月の審議終了後には意見公募も行われた<sup>(12)</sup>。その結果も踏まえ、改正案は審議の都度大きく加筆修正され、2014年4月24日に可決、成立した。

### 2 改正法の構成

改正後の環境保護法の構成は、第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：監督管理（第13条～第27条）、第3章：環境の保護及び改善（第28条～第39条）、第4章：汚染その他の公害の防止（第40条～第52条）、第5章：情報公開及び公衆参加（第53条～第58条）、第6章：法的責任（第59条～第69条）、第7章：附則（第70条）である。

表2に示したように、改正法では「情報公開及び公衆参加」という1章が新たに加わり、全

表2 環境保護法の構成（新旧比較）

| 試行法（1979.9.13）     |        | 現行法（1989.12.26）   |        | 改正法（2014.4.24）  |        |
|--------------------|--------|-------------------|--------|-----------------|--------|
| 第1章 総則             | 1～9条   | 第1章 総則            | 1～8条   | 第1章 総則          | 1～12条  |
| 第2章 自然環境の保護        | 10～15条 | 第2章 環境監督管理        | 9～15条  | 第2章 監督管理        | 13～27条 |
| 第3章 汚染その他の公害の防止    | 16～25条 | 第3章 環境の保護及び改善     | 16～23条 | 第3章 環境の保護及び改善   | 28～39条 |
| 第4章 環境保護行政機関及びその業務 | 26～28条 | 第4章 環境汚染その他の公害の防止 | 24～34条 | 第4章 汚染その他の公害の防止 | 40～52条 |
| 第5章 科学研究及び広報・教育    | 29～30条 | 第5章 法的責任          | 35～45条 | 第5章 情報公開及び公衆参加  | 53～58条 |
| 第6章 奨励及び懲罰         | 31～32条 | 第6章 附則            | 46～47条 | 第6章 法的責任        | 59～69条 |
| 第7章 附則             | 33条    |                   |        | 第7章 附則          | 70条    |

（出典）筆者作成。題名欄の（ ）内は制定日。

(11) 「生態文明建設」は、2007年10月の中国共産党第17回全国代表大会における胡錦濤総書記（当時）の報告で提起された国の発展目標の1つである。「生態文明」とは、生態環境を重んじる、日本でいう「エコ社会」に近い概念である。2013年11月12日、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）で採択された習近平政権の今後の5年間の政策方針の中でも、「生態文明の制度建設の加速」が環境保護政策の方針として掲げられている。「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」『新华月报』2013年第23期、2013.12, pp.8-19（中国政府网〈[http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content\\_2528179.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm)〉にも掲載）参照。

(12) 1回目の意見公募では1か月の間に9,582人から計11,748件、2回目の意見公募では1か月の間に822人から計2,434件の意見が寄せられた。環境保護法改正の経緯と関連資料については、「环境保护法修订草案（2012年8月-2014年4月）」中国人大网〈[http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/hjbhfxzaca/node\\_19114.htm](http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/hjbhfxzaca/node_19114.htm)〉参照。

体の条数も大幅に増えている。

### 3 改正法の要点

今回の環境保護法改正では、立法目的や基本原則の刷新、各種制度の整備拡充、行政の責任や罰則の強化等が注目される。改正法の主な内容を以下に紹介する（文中、丸括弧内の条数は全て改正法のものである）。

#### (1) 立法目的・基本原則

立法目的の中に「生態文明建設を推進し、経済社会の持続可能な発展を促進する」ことが明記され（第1条）、環境保護が国の「基本国策」であることも条文化された（第4条）。「保護優先」「予防中心」「公衆参加」等の原則も書き込まれた（第5条）。また、国、地方政府、企業等の環境保護責任に加え、一般国民に対しても環境保護意識の強化、省エネ型の生活、環境保護義務の意識的な履行を求めている（第6条）。

#### (2) 制度の整備拡充

改正法では、環境監視制度及び監視網の構築（第17条）、生態系保護レッドラインの画定（第29条）、生態系保護補償制度（第31条）、環境に係る健康リスク評価制度（第39条）、重点汚染物質の排出総量規制制度（第44条）、汚染物質排出許可管理制度（第45条）等の新たな制度が規定されている。また、環境影響評価に関する規定は内容が修正され、事前の評価実施が義務付けられた（第19条）。

#### (3) 行政責任の強化

国及び省級人民政府は、環境基準及び汚染物質排出基準を策定する（第15条、第16条）。県級以上の関係行政機関は、汚染物質排出に関する現場検査の権限を有し（第24条）、汚染物質を排出する施設等の封印、差押えを行うことができる（第25条）。一方、環境保護行政に関

しては、環境保護目標責任制とその審査評価制度が導入され、審査結果の公表が義務付けられた（第26条）。また、違法な行政許可、環境違法行為の隠蔽、行政の不作为等があった場合の関係行政機関の責任者に対する処分も強化された（第68条）。

#### (4) 罰則の強化

汚染物質を違法に排出した企業等が、過料を科され是正命令を受けてもそれに従わなかったときは、1日単位で連続して処罰が行われ、その過料が加算されていく（第59条）。違法行為を改めない企業等の直接の責任者については、公安機関による10日以上15日以下の勾留も行われる（第63条）。また、環境影響評価、環境監視及び汚染防止設備等の管理運営を行う機関による虚偽やごまかしが、環境汚染や生態系破壊に責任を有するときは、それらの機関も連帯責任を負う（第65条）。

#### (5) 情報公開、公衆参加、環境公益訴訟

改正法で新設された「第5章 情報公開及び公衆参加」には、国民が法に基づいて環境情報を取得し、環境保護に参加し、それを監督する権利が明記された（第53条）。各種環境情報や違反企業名等の公開義務（第54条～第56条）、環境汚染や生態系破壊について通報を行う権利（第57条）等も規定された。また、一定の条件を満たす団体は、環境公益訴訟を提起することができるようになった（第58条）<sup>(13)</sup>。

#### おわりに

中国では、今回の環境保護法改正に引き続き、大気汚染防止法と水汚染防止法の改正、土壤汚染防止法の制定等も予定されている。また、環境をめぐる民事事件を専門に扱う「環境資源審

(13) 2012年の民事訴訟法改正で、「環境を汚染すること、又は多くの消費者の合法的な権利利益を侵害すること等の社会公共の利益を損なう行為について、法律で定める機関及び関係組織は、人民法院に訴訟を提起することができる。」（民事訴訟法第55条）とする規定が新設された。環境保護法の規定はこれと連動したものである。

判廷」の最高人民法院への設置<sup>(14)</sup>、汚染物質排出権取引制度の導入<sup>(15)</sup>をはじめとして、環境保護法改正に関連した国内の各種制度整備も加速してきた。

微小粒子状物質（PM2.5）による深刻な大気

汚染など、課題は山積している。しかし、中国政府の環境問題に対する取組は、確実に新たな段階に進みつつある。

（おかむら しがこ）

---

(14) 「最高法院发布指导性文件 全面加强环境资源审判工作」中华人民共和国最高人民法院〈[http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201407/t20140704\\_196263.htm](http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201407/t20140704_196263.htm)〉

(15) 「国务院办公厅关于进一步推进排污权有偿使用和交易试点工作的指导意见」(2014年8月6日)中国政府网〈[http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/25/content\\_9050.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/25/content_9050.htm)〉

# 中華人民共和國環境保護法

中華人民共和國環境保護法  
(2014 年 4 月 24 日改正 同日公布 2015 年 1 月 1 日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

## 【目次】

第 1 章 総則（第 1 条～第 12 条）

第 2 章 監督管理（第 13 条～第 27 条）

第 3 章 環境の保護及び改善（第 28 条～第 39 条）

第 4 章 汚染その他の公害の防止（第 40 条～第 52 条）

第 5 章 情報公開及び公衆参加（第 53 条～第 58 条）

第 6 章 法的責任（第 59 条～第 69 条）

第 7 章 附則（第 70 条）

及び中華人民共和國の管轄する海域に適用する。

**第 4 条** 環境保護は、国の基本国策である。

国は、資源の節約及びリサイクル、環境の保護及び改善、人と自然の調和の促進に有益な経済的、技術的な政策及び措置を講じ、経済社会の発展と環境保護を相互に協調させる。

## 第 1 章 総則

**第 1 条** 環境を保護及び改善し、汚染その他の公害を防止し、公衆の健康を保障し、生態文明建設<sup>(1)</sup>を推進し、経済社会の持続可能な発展を促進するために、この法律を制定する。

**第 2 条** この法律において環境とは、人類の生存及び発展に影響を及ぼす各種の天然の及び人為的な改造を経た自然的要素の総体をいい、大気、水、海洋、土地、鉱物資源、森林、草原、湿地、野生生物、自然遺跡、文化遺跡、自然保護区、風景名勝区、都市及び農村等を含む。

**第 5 条** 環境保護は、保護優先、予防中心、総合管理、公衆参加及び損害責任の原則を堅持する。

**第 6 条** 全ての組織及び個人は、環境を保護する義務を有する。

地方各級人民政府は、当該行政区域の環境の質に責任を負わなければならない。

企業、事業体その他の生産経営者は、環境汚染及び生態系破壊を防止し、減少させ、引き起こした損害に対し法に基づいて責任を負わなければならない。

国民は、環境保護の意識を強化し、低炭素及び節約型の生活様式を選択し、環境保護の義務を自覚的に履行しなければならない。

**第 3 条** この法律は、中華人民共和國の領域

**第 7 条** 国は、環境保護に関する科学技術の

(1) 「生態文明建設」は、2007 年 10 月の中国共産党第 17 回全国代表大会における胡錦濤総書記（当時）の報告で提起された国の発展目標の 1 つである。「生態文明」とは、生態環境を重んじる、日本でいう「エコ社会」に近い概念である。2013 年 11 月 12 日、中国共産党第 18 期中央委員会第 3 回全体会議（三中全会）で採択された習近平政権の今後の 5 年間の政策方針の中でも、「生態文明の制度建設の加速」が環境保護政策の方針として掲げられている。「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的決定」『新华月报』2013 年第 23 期, 2013.12, pp.8-19（中国政府網〈[http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content\\_2528179.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm)〉）にも掲載）参照。以下、インターネット情報は 2014 年 10 月 29 日現在である。

研究、開発及び応用を支持し、環境保護産業の発展を奨励し、環境保護に関する情報化を促進し、環境保護に関する科学技術水準を向上させる。

**第8条** 各級人民政府は、環境の保護及び改善、並びに汚染その他の公害の防止に対する財政投入を拡大し、財政資金の使用効果を向上させなければならない。

**第9条** 各級人民政府は、環境保護の広報及び普及事業を強化し、基層の大衆自治組織、社会組織及び環境保護ボランティアによる環境保護関係法令及び環境保護知識の広報活動を奨励し、環境保護の良好な気風を創り上げなければならない。

教育行政部門及び学校は、環境保護知識を学校教育の内容に組み込み、学生の環境保護意識を醸成しなければならない。

マスメディアは、環境保護関係法令及び環境保護知識の広報活動を展開し、環境違法行為に対し世論による監視を行わなければならない。

**第10条** 国務院の環境保護主管部門は、全国の環境保護事業に対し統一して監督管理を行う。県級以上の地方人民政府の環境保護主管部門は、当該行政区域の環境保護事業に対し統一して監督管理を行う。

県級以上の人民政府の関係部門及び軍隊の環境保護部門は、関係法の規定に基づいて資源保護及び汚染防止等の環境保護事業に対し監督管理を行う。

**第11条** 環境の保護及び改善に著しい成果があった組織及び個人に対し、人民政府は、表彰を行う。

**第12条** 毎年6月5日を環境の日とする。

## 第2章 監督管理

**第13条** 県級以上の人民政府は、環境保護事業を国民経済社会発展計画に組み込まなければならない。

国務院の環境保護主管部門は、関係部門と共同し、国民経済社会発展計画に基づいて国家環境保護計画を策定し、国務院の承認及び公布を経て実施する。

県級以上の地方人民政府の環境保護主管部門は、関係部門と共同で、国家環境保護計画に基づいて、当該行政区域の環境保護計画を策定し、当該級の人民政府の承認及び公布を経て実施する。

環境保護計画の内容は、生態系保護及び汚染防止の目標、任務、保障措置等を含み、主体機能区計画<sup>(2)</sup>、土地利用総合計画及び都市農村整備計画等と関連付けられたものでなければならない。

**第14条** 国務院の関係部門並びに省、自治区及び直轄市の人民政府が経済・技術政策を策定するときは、環境に対する影響を十分考慮し、関係方面及び専門家の意見を聴取しなければならない。

**第15条** 国務院の環境保護主管部門は、国家環境品質基準<sup>(3)</sup>を制定する。

(2) 中国政府の定める国土計画で、国土をその主たる機能により最適化開発区域、重点開発区域、開発制限区域、開発禁止区域等に区分するもの。

(3) 環境に関する各種の国家基準については、「环境保护标准」中华人民共和国环境保护部〈<http://kjs.mep.gov.cn/hjbhbz/index.htm>〉参照。

省、自治区及び直轄市の人民政府は、国家環境品質基準に規定のない項目について、地方環境品質基準を制定することができ、国家環境品質基準に規定のある項目について、国家環境品質基準よりも厳しい地方環境品質基準を制定することができる。地方環境品質基準は、国務院の環境保護主管部門に届け出なければならない。

国は、環境基準の研究を奨励する。

**第 16 条** 国務院の環境保護主管部門は、国家環境品質基準及び国の経済的、技術的な条件に基づいて、国家汚染物質排出基準を制定する。

省、自治区及び直轄市の人民政府は、国家汚染物質排出基準に規定のない項目について、地方汚染物質排出基準を制定することができ、国家汚染物質排出基準に規定のある項目について、国家汚染物質排出基準よりも厳しい地方汚染物質排出基準を制定することができる。地方汚染物質排出基準は、国務院の環境保護主管部門に届け出なければならない。

**第 17 条** 国は、環境監視制度を構築し、整備する。国務院の環境保護主管部門は、監視指針を制定し、関係部門と共同で監視網を構築し、国家環境品質監視ステーション（ポイント）の設置を統一的に計画し、監視データ共有メカニズムを構築し、環境監視に対する管理を強化する。

関係業種及び関係専門機関等による各種の環境品質監視ステーション（ポイント）の設置は、法の規定及び監視指針に適合するものでなければならない。

監視機関は、国家基準に適合する監視設備を使用し、監視指針を遵守しなければならない。監視機関及びその責任者は、監視データの信憑性及び正確性に責任を負う。

**第 18 条** 省級以上の人民政府は、関係部門を組織し、又は専門機関に委託して、環境状況に対し、調査及び評価を行い、環境資源の負荷対応能力の監視警報メカニズムを構築しなければならない。

**第 19 条** 開発利用関連の計画の策定及び環境に影響を及ぼすプロジェクトの建設に当たっては、法に基づいて環境影響評価を行わなければならない。

法に基づく環境影響評価を行っていない開発利用計画は、実施してはならず、法に基づく環境影響評価を行っていない建設プロジェクトは、着工してはならない。

**第 20 条** 国は、行政区域を越えた重点区域・流域の環境汚染及び生態系破壊を共同で防止するための調整メカニズムを構築し、統一の計画、基準、監視及び防止措置を実行する。

前項に規定する以外の行政区域を越えた環境汚染及び生態系破壊の防止は、上級人民政府の調整により解決し、又は関係する地方人民政府の協議により解決する。

**第 21 条** 国は、財政、税収、価格及び政府調達等の政策及び措置を講じ、環境保護の技術・設備、資源综合利用及び環境サービス等の環境保護関連産業の発展を奨励し、及び支持する。

**第 22 条** 企業、事業体その他の生産経営者であって、汚染物質の排出が法定基準に適合しているものが、更に汚染物質の排出を削減したときは、人民政府は、法に基づいて財政、税収、価格及び政府調達等の政策及び措置を講じてこれを奨励し、及び支持しなければならない。

**第 23 条** 企業、事業体その他の生産経営者であって、環境を改善するために関係規定に基づいて生産転換し、移転し、又は廃業したものは、人民政府は、これを支持しなければならない。

**第 24 条** 県級以上の人民政府の環境保護主管部門及びその委託する環境監察機関その他の環境保護監督管理に責任を負う部門は、汚染物質を排出した企業、事業体その他の生産経営者に対し現場検査を行う権限を有する。検査を受けるものは、状況をありのままに報告し、必要な資料を提供しなければならない。現場検査を実施する部門、機関及びその職員は、検査を受けるもののため、その企業秘密を守らなければならない。

**第 25 条** 企業、事業体その他の生産経営者が法の規定に違反して汚染物質を排出し、重大な汚染を引き起こし、又は引き起こすおそれがあるときは、県級以上の人民政府の環境保護主管部門その他の環境保護監督管理に責任を負う部門は、汚染物質を排出している施設及び設備を封印し、又は差し押さえることができる。

**第 26 条** 国は、環境保護目標責任制及び審査評価制度を実施する。県級以上の人民政府は、環境保護目標達成状況を、当該級人民政府の環境保護監督管理に責任を負う部門及びその責任者並びに下級人民政府及びその責任者の審査内容に組み込み、その審査評価の重要な根拠としなければならない。審査結果は、一般に公開しなければならない。

**第 27 条** 県級以上の人民政府は、毎年当該級

の人民代表大会又は人民代表大会常務委員会に環境状況及び環境保護目標達成状況を報告しなければならない。重大な環境事件が発生したときは、速やかに当該級の人民代表大会常務委員会に報告し、法に基づいて監督を受けなければならない。

### 第 3 章 環境の保護及び改善

**第 28 条** 地方各級人民政府は、環境保護目標及び管理任務に基づいて、有効な措置を講じ、環境の質を改善しなければならない。

国家環境品質基準に達しない重点区域・流域に関係する地方人民政府は、期限付き目標達成計画を策定し、かつ、措置を講じて期限までに目標を達成しなければならない。

**第 29 条** 国は、重点生態系機能区、生態環境敏感区及び同脆弱区等の区域<sup>(4)</sup>において生態系保護レッドラインを画定し、厳格な保護を行う。

各級人民政府は、各種の代表的な類型の自然生態システム区域、稀少又は絶滅のおそれのある野生動植物の自然分布区域、重要な水源涵養区域、大きな科学的文化的価値のある地質構造、有名な鍾乳洞及び化石分布区、氷河、火山、温泉等の自然遺跡、並びに文化遺跡及び老木・名木に対し、これを保護する措置を講じ、破壊を固く禁止しなければならない。

**第 30 条** 自然資源の開発利用に当たっては、合理的な開発を行い、生物多様性を保護し、生態系の安全を保障し、法に基づいて生態系保護及び回復管理に関する計画を策定して実施しなければならない。

外来種の導入並びにバイオ技術の研究、開

(4) 生態系機能区の類型及び区分については、「关于发布《全国生态功能区划》的公告」(中华人民共和国环境保护部・中国科学院公告 2008 年第 35 号)〈[http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bgg/200808/t20080801\\_126867.htm](http://www.zhb.gov.cn/info/bgw/bgg/200808/t20080801_126867.htm)〉参照。

発及び利用に当たっては、措置を講じて生物多様性の破壊を防止しなければならない。

**第 31 条** 国は、生態系保護補償制度を構築し、整備する。

国は、生態系保護地域に対する財政移転を強化する。関係する地方人民政府は、生態系保護補償資金を制度化し、確実に生態系保護の補償に用いなければならない。

国は、受益地域と生態系保護地域の人民政府が協議により、又は市場規則に基づいて生態系保護の補償を行うよう指導する。

**第 32 条** 国は、大気、水及び土壌等の保護を強化し、しかるべき調査、観測、評価及び修復の制度を構築し、整備する。

**第 33 条** 各級人民政府は、農業環境の保護を強化し、農業環境保護の新技術の使用を促進し、農業汚染源に対する監視及び警報を強化し、関係部門による統一的な措置を講じ、土壌汚染と土地の砂漠化、塩害、肥沃度低下、岩石露出及び地盤沈下を防止し、並びに植生破壊、水土流失、水の富栄養化、水源枯渇及び種の絶滅等の生態系バランスの失調現象を防止し、植物病虫害の総合的な防止対策を推進しなければならない。

県級及び郷級人民政府は、農村環境保護の公共サービス水準を向上させ、農村環境の総合的な改善対策を推進しなければならない。

**第 34 条** 国務院及び沿海地方の各級人民政府は、海洋環境の保護を強化しなければならない。海洋への汚染物質の排出及び廃棄物の投棄、並びに海岸及び海洋での建設工事は、法の規定及び関係基準に適合させ、海洋環境に対する汚染損害を防止し、又は減少させなければならない。

**第 35 条** 都市及び農村の開発は、現地の自然環境の特徴に適合させ、植生、水域及び自然景観を保護し、都市の公園、緑地及び風景名勝区の整備及び管理を強化しなければならない。

**第 36 条** 国は、国民及び法人その他の組織が環境保護に有益な製品及びリサイクル製品を使用し、廃棄物の発生を減らすよう奨励し、及び指導する。

国の機関及び財政資金を使用するその他の組織は、省エネルギー、節水、材料節約等の環境保護に有益な製品、設備及び施設を優先的に調達し、及び使用しなければならない。

**第 37 条** 地方各級人民政府は、措置を講じて生活廃棄物の分別及び回収利用を実施しなければならない。

**第 38 条** 国民は、環境保護に関する法令を遵守し、環境保護措置を協力して実施し、規定に基づいて生活廃棄物を分別し、日常生活が環境にもたらす損害を減少させなければならない。

**第 39 条** 国は、環境と健康に関する監視、調査及びリスク評価の制度を整備する。環境の質が公衆の健康に与える影響についての研究を奨励し、及び実施し、環境汚染に関する疾病を予防及び制御する措置を講じる。

#### 第 4 章 汚染その他の公害の防止

**第 40 条** 国は、クリーン生産及び資源の循環利用を促進する。

国務院の関係部門及び地方各級人民政府は、クリーンエネルギーの生産及び使用を推進するための措置を講じなければならない。

企業は、クリーンエネルギーを優先的に使用し、資源利用率が高く汚染物質排出量が少ない技術及び設備並びに廃棄物総合利用技術及び汚染物質無害化処理技術を取り入れ、汚染物質の発生を減少させなければならない。

**第 41 条** 建設プロジェクトにおける汚染防止の施設は、本体工事と同時に設計、施工及び使用開始しなければならない。汚染防止の施設は、承認を得た環境影響評価文書の要求内容に適合させなければならない、無断で撤去し、又は放置してはならない。

**第 42 条** 汚染物質を排出する企業、事業体その他の生産経営者は、生産建設又はその他の活動中に発生した排気ガス、廃液、廃泥、医療廃棄物、粉塵、臭気及び放射性物質並びに騒音、振動、放射光及び電磁放射等の環境に対する汚染及び危害を防止するための措置を講じなければならない。

汚染物質を排出する企業及び事業体は、環境保護責任制度を構築し、組織の責任者及び関係者の責任を明確にしなければならない。

重点汚染物質排出事業所は、国の関係規定及び監視指針に基づいて監視設備を設置し、監視設備の正常な稼働を保証し、監視記録の原本を保存しなければならない。

暗渠、吸水井戸、吸水坑、注入若しくは監視データの改ざん若しくは偽造、又は汚染防止施設の不正な稼働等の監督回避策によって汚染物質を違法に排出することは、固く禁止する。

**第 43 条** 汚染物質を排出する企業、事業体その他の生産経営者は、国の関係規定に基づいて汚染物質排出費を納付しなければならない。汚染物質排出費は、全額を専用資金として環境汚染の防止のために使用し、いかなる

組織又は個人も、これを滞留させ、横領し、又は流用してはならない。

法律の規定に基づいて環境保護税を徴収するときは、汚染物質排出費の徴収を行わない。

**第 44 条** 国は、重点汚染物質排出総量規制制度を実施する。重点汚染物質排出総量規制指標は、国务院が通達し、省、自治区及び直轄市の人民政府がそれぞれ具体的な適用を行う。企業及び事業体は、国及び地方の汚染物質排出基準に従うと同時に、当該企業等に適用された重点汚染物質排出総量規制指標を遵守しなければならない。

国の重点汚染物質排出総量規制指標を超過し、又は国の定める環境品質目標が未達成の地域に対しては、省級以上の人民政府の環境保護主管部門は、当該地域の重点汚染物質排出総量を新たに増加させる建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査を一時停止しなければならない。

**第 45 条** 国は、法律の規定に基づいて、汚染物質排出許可管理制度を実施する。

汚染物質排出許可管理を実施する企業、事業体その他の生産経営者は、汚染物質排出許可証の要求基準に基づいて汚染物質を排出しなければならない。汚染物質排出許可証を取得していないものは、汚染物質を排出してはならない。

**第 46 条** 国は、環境に深刻な汚染をもたらす技術、設備及び製品に対する淘汰制度を実施する。いかなる組織又は個人も、環境に深刻な汚染をもたらす技術、設備及び製品を生産し、販売若しくは移転し、又は使用してはならない。

我が国の環境保護規定に適合しない技術、設備、材料及び製品の導入を禁止する。

**第 47 条** 各級人民政府及びその関係部門並びに企業及び事業体は、「中華人民共和國突発環境事件対応法」の規定に基づいて、突発環境事件のリスク制御、緊急対応準備、緊急対応処置及び復旧等の対策を講じなければならない。

県級以上の人民政府は、環境汚染公共監視警報メカニズムを構築し、警報計画を策定する。環境が汚染され、公衆の健康と環境の安全に影響を及ぼすおそれがあるときは、法に基づいて速やかに警報を発表し、緊急対応の措置を開始する。

企業及び事業体は、国の関係規定に基づいて突発環境事件緊急対応マニュアルを策定し、環境保護主管部門及び関係部門に届け出なければならない。突発環境事件が発生し、又は発生するおそれがあるときは、企業及び事業体は、直ちにその処理のための措置を講じ、危害を被るおそれのある組織及び住民に速やかに通報し、かつ、環境保護主管部門及び関係部門に報告しなければならない。

突発環境事件の緊急対応処置が終了した後、関係人民政府は、直ちに事件が環境に及ぼした影響及び損失の評価を行い、かつ、その評価結果を速やかに公表しなければならない。

**第 48 条** 化学物品及び放射性物質を含む物品の生産、貯蔵、輸送、販売、使用及び処理を行うときは、国の関係規定を遵守し、環境の汚染を防止しなければならない。

**第 49 条** 各級人民政府並びにその農業等の関係部門及び機関は、農業生産経営者に対し、科学的な植付けと栽培、農薬、化学肥料等の農作業用製品の科学的かつ合理的な使用、農業用ビニールフィルム、農作物支柱等の農業廃棄物の科学的処理、及び農業に起因する汚染の防止を指導しなければならない。

農業基準及び環境保護基準に適合しない固体廃棄物及び廃水を田に入れることを禁止する。農薬、化学肥料等の農作業用製品の使用及び灌漑の実施に当たっては、重金属その他の有毒有害物質による環境汚染を防止するよう措置を講じなければならない。

家畜家禽の飼育場、小規模飼育区域及び指定屠殺企業等の場所選定、建設及び管理は、関係法の規定に適合させなければならない。家畜家禽の飼育及び屠殺に従事する事業者及び個人は、家畜家禽の糞便、屍骸及び汚水等の廃棄物に科学的処理を行い、環境汚染を防止するよう措置を講じなければならない。

県級人民政府は、農村の生活廃棄物の処理に責任を負う。

**第 50 条** 各級人民政府は、財政予算において資金を確保し、農村の飲用水の水源地保護、生活污水その他の廃棄物処理、家畜家禽の飼育及び屠殺に係る汚染防止、並びに土壤汚染防止及び農村鉱工業汚染管理等の環境保護対策を進めなければならない。

**第 51 条** 各級人民政府は、都市及び農村の開発における污水处理施設と附属配管網、固体廃棄物の収集、輸送及び処理等の環境衛生施設、並びに危険廃棄物集中処理のための施設及び場所その他環境保護関係の公共施設を統一的に計画し、かつ、その正常な稼働を保障しなければならない。

**第 52 条** 国は、環境汚染責任保険への加入を奨励する。

## 第 5 章 情報公開及び公衆参加

**第 53 条** 国民、法人及びその他の組織は、法に基づいて環境情報を取得し、環境保護に参

加し、及びそれを監督する権利を有する。

各級人民政府の環境保護主管部門及びその他の環境保護監督管理に責任を負う部門は、法に基づいて環境情報を公開し、公衆参加の手続を整備し、国民、法人及びその他の組織が環境保護に参加しそれを監督するための便宜を提供しなければならない。

**第 54 条** 國務院の環境保護主管部門は、国家環境品質、重点汚染源監視情報その他重大な環境情報を統一的に発表する。省級以上の人民政府の環境保護主管部門は、定期的に環境状況公報を発表する。

県級以上の人民政府の環境保護主管部門及びその他の環境保護監督管理に責任を負う部門は、法に基づいて環境の質、環境監視、突発環境事件並びに環境に関する行政許可、行政処罰、汚染物質排出費の徴収及び使用状況等の情報を公開しなければならない。

県級以上の地方人民政府の環境保護主管部門及びその他の環境保護監督管理に責任を負う部門は、企業、事業体その他の生産経営者の環境違法情報を社会信用ファイルに記入し、法律に違反した者の名簿を速やかに公表しなければならない。

**第 55 条** 重点汚染物質排出事業者は、排出する主要な汚染物質の名称、排出方法、排出濃度と総量、基準を超えた排出の状況並びに施設汚染防止の整備状況及び稼働状況をありのままに公開し、社会の監督を受けなければならない。

**第 56 条** 法に基づいて環境影響報告書を作成しなければならない建設プロジェクトについて、建設事業者は、その作成に当たり影響を受けるおそれのある公衆に状況を説明し、十

分に意見を求めなければならない。

建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査に責任を負う部門は、建設プロジェクトの環境影響報告書を受理した後、国家秘密及び企業秘密に関係する事項を除き、全文を公開しなければならない。建設プロジェクトで公衆の意見を十分に求めているものがあつたときは、建設事業者に公衆の意見を求めるよう命じなければならない。

**第 57 条** 国民、法人及びその他の組織は、いかなる組織又は個人であっても、その組織又は個人に環境を汚染し、又は生態系を破壊する行為があるのを発見したときは、それを環境保護主管部門又はその他の環境保護監督管理に責任を負う部門に通報する権利を有する。

国民、法人及びその他の組織は、地方各級人民政府、県級以上の人民政府の環境保護主管部門及びその他の環境保護監督管理に責任を負う部門が法に基づく職務を履行していないのを発見したときは、それを上級機関又は監察機関に通報する権利を有する。

通報を受理した機関は、通報者に関する情報の秘密を守り、通報者の合法的な権利利益を保護しなければならない。

**第 58 条** 環境を汚染し、生態系を破壊し、社会の公共利益を損なう行為に対しては、次の各号に掲げる条件に適合する社会組織は、人民法院に訴訟を提起することができる。

(1) 法に基づいて区設市<sup>(5)</sup>級以上の人民政府の民生部門に登録していること。

(2) 連続して5年以上、専ら環境保護公益活動に従事し、かつ、違法記録がないこと。

前項の規定に適合する社会組織が人民法院に訴訟を提起したときは、人民法院は法に基

(5) 原文は「设区的市」。中国の行政区画の一種で、市の下に区が設置されているものをいう。

づいてこれを受理しなければならない。

訴訟を提起した社会組織は、当該訴訟を通じて経済的利益を得てはならない。

## 第6章 法的責任

**第59条** 企業、事業体その他の生産經營者が汚染物質を違法に排出し、過料の処罰を受け、是正を命じられ、それを拒んで是正しないときは、法に基づいて処罰を決定した行政機関は、是正を命じた日の翌日から元の処罰の金額に基づいて1日単位で連続して処罰することができる。

前項に規定する過料の処罰は、汚染防止施設の稼働コスト、違法行為がもたらした直接的損失又は違法所得等の要素に基づいて確定する関係法の規定に基づいて行う。

地方が制定する法規においては、環境保護の実際的な必要に基づいて、第1項に定める1日単位の連続処罰の対象となる違法行為の種類を増やすことができる。

**第60条** 企業、事業体その他の生産經營者であって汚染物質排出基準又は重点汚染物質排出総量規制指標を超過して汚染物質を排出したものに対しては、県級以上の人民政府の環境保護主管部門は、生産制限又は生産停止等を命じることができる。情状が重いときは、許可権限のある人民政府の許可を経て、業務停止又は閉鎖を命じることができる。

**第61条** 建設業者であって法に基づいて建設プロジェクトの環境影響評価文書を提出しないで、又は環境影響評価文書の承認を得ないで無断で建設工事を着工したものは、環境保護監督管理に責任を負う部門が建設の停止を命じ、過料に処し、かつ、原状回復を命じることができる。

**第62条** この法律の規定に違反して、重点汚染物質排出事業者が環境情報を公開せず、又はありのままに公開しなかったときは、県級以上の地方人民政府の環境保護主管部門は、公開を命じ、過料に処し、かつ、それを公告する。

**第63条** 企業、事業体その他の生産經營者に次の各号に掲げる行為のいずれかがあり、かつ、犯罪を構成しないときは、関係法の規定に基づいて処罰するものを除き、県級以上の人民政府の環境保護主管部門又はその他の関係部門は、当該案件を公安機関に移管し、その直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者を10日以上15日以下の拘留に処する。情状が軽いときは、5日以上10日以下の拘留に処する。

- (1) 建設プロジェクトに関し、法に基づいて環境影響評価を行わず、建設停止を命じられ、それに従わなかったとき。
- (2) 法律の規定に違反し、汚染物質排出許可証を取得しないで汚染物質を排出し、排出停止を命じられ、それに従わなかったとき。
- (3) 暗渠、吸水井戸、吸水坑、注入若しくは監視データの改ざん若しくは偽造、又は汚染防止施設の不正常な稼働等の監督回避策によって汚染物質を違法に排出したとき。
- (4) 国が生産及び使用を明文で禁止している農薬を生産し、又は使用し、是正を命じられ、それに従わなかったとき。

**第64条** 環境を汚染し、又は生態系を破壊して損害をもたらしたものは、「中華人民共和國権利侵害責任法」の関係規定に基づいて権利侵害の責任を負わなければならない。

**第65条** 環境影響評価機関、環境監視機関並びに環境監視設備及び汚染防止施設の管理運

営に従事する機関であって、環境関連サービス活動において虚偽又は欺瞞の行為があり、もたらされた環境汚染及び生態系破壊に責任を負うものは、関係法の規定に基づいて処罰される場合を除き、環境汚染及び生態系破壊をもたらしたその他の責任者と連帯して責任を負わなければならない。

**第 66 条** 環境損害賠償訴訟提起の時効期間は、当事者が損害を受けたことを知った時、又は当然知りうべき時から起算して 3 年とする。

**第 67 条** 上級人民政府及びその環境保護主管部門は、下級人民政府及びその関係部門の環境保護業務に対する監督を強化しなければならない。関係職員の違法行為を発見し、法に基づいて処分を行うべきときは、当該職員の任免機関又は監察機関に処分の提案をしなければならない。

法に基づいて行政罰に処すべき違法行為であって、関係する環境保護主管部門が行政罰に処していないものは、上級人民政府の環境保護主管部門は、行政罰の決定を直接下すことができる。

**第 68 条** 地方各級人民政府、県級以上の人民政府の環境保護主管部門及びその他の環境保護監督管理に責任を負う部門に、次の各号に掲げる行為のいずれかがあったときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者を、過失の記録、重大過失の記録、又は降格の処分とする。重大な結果をもたらしたものは、免職又は解雇処分とし、その主たる責任者は引責辞任しなければならない。

(1) 行政許可の条件に適合しないものに行政許可を与えたとき。

- (2) 環境違法行為を隠蔽したとき。
- (3) 法に基づいて業務停止又は閉鎖を命じる決定を下すべきであるのに、それを下さなかったとき。
- (4) 基準を超えた汚染物質の排出、監督回避策を用いた汚染物質の排出、環境事故の発生及び生態系保護措置を講じなかったためにもたらされた生態系破壊等を発見し、又はその通報を受け、速やかにそれを処理しなかったとき。
- (5) この法律の規定に違反して、企業、事業体その他の生産経営者の施設及び設備を封印し、又は差し押さえたとき。
- (6) 監視データを改ざん若しくは偽造し、又は改ざん若しくは偽造させたとき。
- (7) 法に基づいて公開すべき環境情報を公開しなかったとき。
- (8) 徴収した汚染物質排出費を滞留させ、横領し、又は流用したとき。
- (9) その他法に定める違法行為

**第 69 条** この法律の規定に違反し、犯罪を構成するものは、法に基づいて刑事責任を追及する。

## 第 7 章 附則

**第 70 条** この法律は、2015 年 1 月 1 日から施行する。

## 出典

・「中华人民共和国环境保护法」(2014 年 4 月 24 日公布)  
国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201404/20140400395811.shtml>>

(おかむら しがこ)